

資料 2

# 第 1 回 水道料金等審議会

伊勢崎市上下水道局

令和5年5月15日

# 目次

---

**01 審議会スケジュール**

**02 伊勢崎市水道事業の概要**

**03 伊勢崎市水道事業経営戦略と水道料金改定率の想定**

**04 伊勢崎市下水道事業の概要**

**05 伊勢崎市下水道事業経営戦略と下水道使用料改定率の想定**

# 01 審議会スケジュール

# 01 審議会スケジュール

回数	開催日時	会場	審議内容
第1回	5月15日(月) 13:30~	市役所東館3F 災害対策室	諮問、上下水道事業の概要、上下水道事業経営戦略の概要、水道料金・下水道使用料改定率の想定
第2回	6月9日(金) 14:00~	上下水道局 会議室	水道料金・下水道使用料に関する原則、改定のポイント、水道料金・下水道使用料改定案の検討
第3回	7月7日(金) 14:00~	上下水道局 会議室	水道料金・下水道使用料改定案の検討、改定の時期、使用者への周知方法の検討、パブリックコメント資料の検討
第4回	7月28日(金) 14:00~	上下水道局 会議室	水道料金・下水道使用料改定案の検討、使用者への周知方法の検討、パブリックコメント資料の検討
8月中旬~9月中旬			パブリックコメント手続の実施
第5回	9月29日(金) 14:00~	上下水道局 会議室	パブリックコメント結果の説明、答申案の検討
諮問に対する答申			

## 02 伊勢崎市水道事業の概要

## 02-1 伊勢崎市水道事業の概要

〈給水区域〉本市の区域内（境島村及び境平塚の一部を除く。）  
埼玉県本庄市上仁手  
太田市新田上中町の一部  
太田市世良田町の一部

項目	数値等
給水人口	211,319人
給水戸数	89,017戸
給水普及率	99.8%
年間配水量	約2,796万 $m^3$
年間有収水量	約2,491万 $m^3$
給水収益	約39億9千万円

（令和3年度実績）

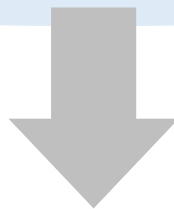
## 02-2 地方公営企業の原則（水道事業）

### 伊勢崎市水道事業は地方公営企業です

#### 独立採算制の原則

（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業は、一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。



税金ではなく、サービスの対価である水道料金等で事業を運営する

## 02-3 伊勢崎市水道料金制度の概要

伊勢崎市の水道料金は、用途別に基本料金と水量料金を設定する二部料金制を採用しています。



用途区分	説明
一般用	家庭用や工場や事業者の事業用など一般的な用に水道を使用する場合
臨時用	工事その他臨時に水道を使用する場合
公衆浴場用	浴場営業用に水道を使用する場合 ※現在1件のみ

料金区分	説明
基本料金	使用者が水使用の有無にかかわらず負担する料金です。 一般用、臨時用は、メーターの口径別に料金設定しています。 公衆浴場用は、単一料金で設定しています。
水量料金	使用水量に応じて負担する料金です。 一般用、公衆浴場用は、使用水量に増加に応じて単価が高くなる逡増制を採用しています。臨時用は、単一料金で設定しています。



## 02-4 現在の水道料金体系

(1カ月あたり・税抜)

用途	口径 (mm)	基本料金 (円/月)	水量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )				
			1~ 10m <sup>3</sup>	11~ 20m <sup>3</sup>	21~ 50m <sup>3</sup>	51~ 200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
一般用	13	690	65	110	125	145	
	20	900					
	25	1,800					
	30	4,100					
	40	9,500					
	50	18,500					
	75	33,500					
	100	45,000					
	150	90,000					
臨時用	一般用に準じる		385				
公衆浴場用	全口径	1,000	30				60

# 02-5 前回の水道料金改定

令和2年4月1日に基本料金のみを値上げ改定 ※令和元年度に審議会です計4回を審議



- ①平均使用水量での改定率が各口径で10%程度になるように改定（一般用、臨時用）
- ②基本料金のみを値上げし、基本料金の収入割合を22%から30%まで引き上げる
- ③公衆浴場用は公衆浴場の現状と保健衛生上の観点から据え置き

基本料金（一般用・臨時用）

（1カ月あたり・税抜・単位：円）

口径（mm）	改定前	現在	改定額
13	500	690	190
20	600	900	300
25	1,000	1,800	800
30	2,500	4,100	1,600
40	6,000	9,500	3,500
50	10,000	18,500	8,500
75	20,000	33,500	13,500
100	30,000	45,000	15,000
150	60,000	90,000	30,000

## 02-6 【参考】県内12市の料金比較

水道料金の2カ月ごとに請求されます。

条件：使用水量40m<sup>3</sup>・2カ月あたり・税込10%

口 径：13mm			
順位	市	金額	改定年度
1	高崎市	4,661	H18
2	安中市	4,840	H6
3	渋川市	4,950	H26
4	沼田市	5,030	H9
5	桐生市	5,170	H9
6	伊勢崎市	5,368	R2
7	前橋市	5,478	R4(R7改定決定)
8	太田市	5,500	R5から段階的改定
8	館林市	5,500	R5から段階的改定
8	みどり市	5,500	R5から段階的改定
11	藤岡市	5,690	H4
12	富岡市	7,095	H13

口 径：20mm			
順位	市	金額	改定年度
1	渋川市	4,950	H26
2	高崎市	5,013	H18
3	沼田市	5,120	H9
4	安中市	5,720	H6
5	前橋市	5,764	R4(R7改定決定)
6	伊勢崎市	5,830	R2
7	太田市	6,996	R5から段階的改定
7	館林市	6,996	R5から段階的改定
7	みどり市	6,996	R5から段階的改定
10	桐生市	7,150	H9
11	藤岡市	7,410	H4
12	富岡市	7,931	H13

※太田市、館林市、みどり市は東部水道企業団が給水



# **03 伊勢崎市水道事業経営戦略と 水道料金改定率の想定**

# 03-1 伊勢崎市水道事業経営戦略の概要

平成29～30年度に検討委員会を計6回開催し、平成31年3月に策定。  
その後、令和4年度に再度検討委員会を計5回開催し、令和5年3月に改定。

## 目的

中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、事業の効率化や経営の健全化により経営基盤の強化を図り、安定的に事業継続することを目的に策定。

## 期間

令和元年度から令和10年度まで

**※令和3年度までの実施状況を踏まえて投資財政計画を見直し**

## 内容

- ① 投資・財政計画
- ② 財政目標
- ③ 料金改定の必要性を明記

## 03-2 財政目標

計画期間である令和元（2019）年度から令和10（2028）年度において、安定した経営を持続するため、達成すべき目標を次のとおり設定します。

1

### 単年度黒字の維持

収益的収支で単年度黒字を維持します。

2

### 自己資金残高12億円以上の確保

安定経営に必要な運転資金として、最低限12億円以上を確保します。

3

### 企業債残高120億円台を維持

住民負担の世代間の公平を保ち、将来世代に過度な負担がかからないよう、現状の企業債残高の規模を維持し、借入額を償還額と同等の年間10億円程度とします。

## 03-3 投資・財政計画

安全で安心な水道水を安定的に供給するための投資と財政の見通しを試算した計画

1

### 管路更新などにかかる多額の投資費用とその増大

投資費用（10年分） 229億円 → 240億円 **11億円増**

2

### 電気料金の価格高騰

動力費を現行の**1.87倍**で推計

3

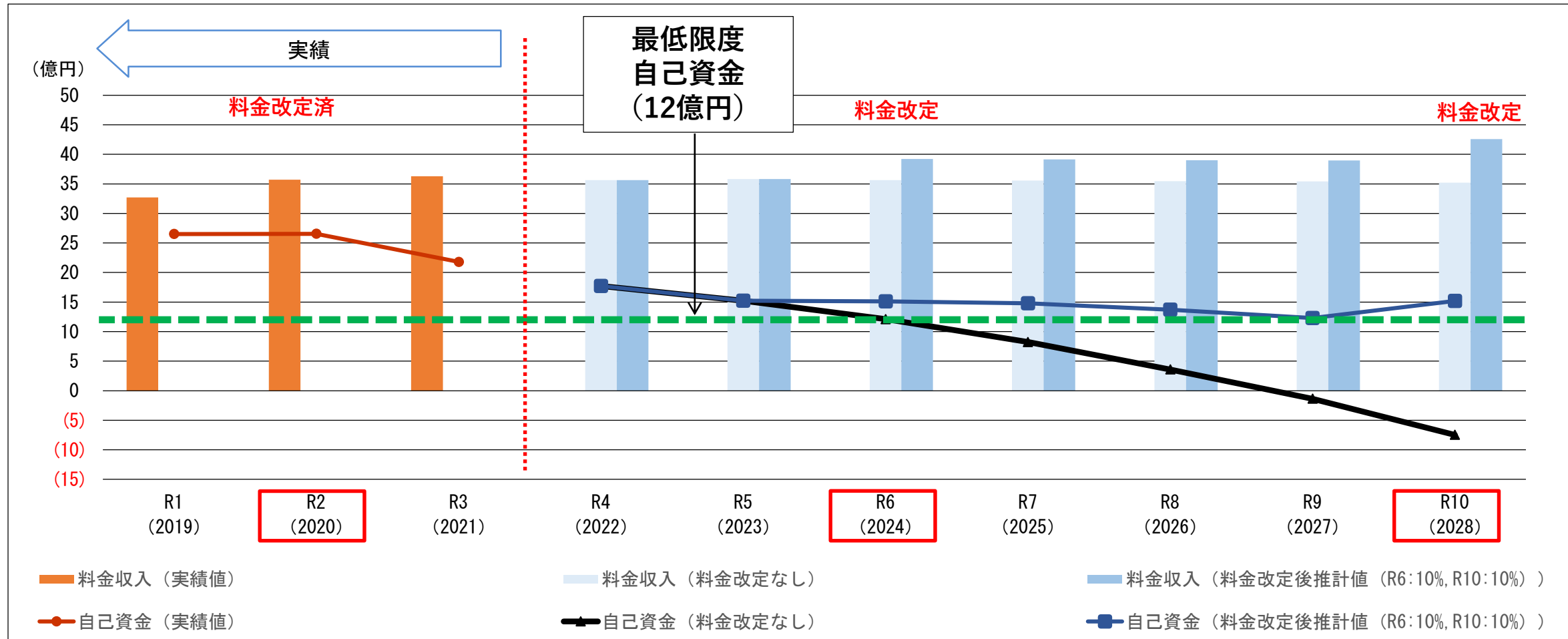
### 将来予測の見直しによる給水収益の増収見込み

当初計画より**約4億円増収**



# 03-4 料金改定の必要性

料金改定を行わずに自己資金の推移を試算した結果、  
最低限度の自己資金12億円を維持できません。



## 03-4 料金改定の必要性

施設・管路の経年化が進む中で、  
投資計画にある施設・管路の更新や耐震化を先送りにすると…

リスク  
増大

- ①漏水事故等による断水や濁水発生
- ②地震等の災害発生時の被害の深刻化

▼ 伊勢崎市における漏水事故の状況 ▼



## 03-4 料金改定の必要性

投資計画と財政目標をどちらも達成し、安定的な事業運営を行うためには

**料金改定が必要不可欠**



## 03-5 料金算定期間の設定

料金算定期間は、料金算定の基礎となる原価を集計する期間です。  
令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の4年間に設定。  
料金算定期間における原価＝給水収益になるように料金を設定。

### 設定 考え方

#### 料金の期間的安定性と料金負担の期間的公平性のバランスを考慮

- ▶ 短期間での設定 (1～2年) → 水道料金は使用者の生活に密着しているため、短期間での変動は適当ではありません
- ▶ 長期間での設定 (10年程度) → 需要の動向等の不確定な要素を多く含み、期間的負担の公平性を無視してしまう

#### 4年間を適正期間と判断

これまで4年に1度のタイミングで料金改定の実施について検討

※日本水道協会の算定要領では3～5年を推奨

## 03-6 水道料金改定率の想定

投資計画の事業を遂行しながら財政目標の達成を目指すため、  
料金算定期間における最低限の料金改定率として **10%** を想定する。

「伊勢崎市水道事業経営戦略」で示した想定改定率

改定時期	料金算定期間	想定改定率
令和2年度 (2020年度)	令和2 (2020) 年度～ 令和5 (2023) 年度	10%増加 <b>※改定実施</b>
令和6年度 (2024年度)	令和6 (2024) 年度～ 令和9 (2027) 年度	10%増加
令和10年度 (2028年度)	令和10 (2028) 年度～ 令和13 (2031) 年度	10%増加

※都度経営状況、経済情勢等を鑑みて、料金改定の実施の有無や改定率などを審議会に諮問し、調査審議を経て決定していきます。

# 03-7 【参考】 県内12市との料金比較①（10%料金増の場合）

条件：使用水量40m<sup>3</sup>・2カ月あたり・税込10%

口 径：13mm			
順位	市	金額	改定年度
1	高崎市	4,661	H18
2	安中市	4,840	H6
3	渋川市	4,950	H26
4	沼田市	5,030	H9
5	桐生市	5,170	H9
現在	伊勢崎市	5,368	R2
6	前橋市	5,478	R4
7	太田市	5,500	R5から段階的改定
7	館林市	5,500	R5から段階的改定
7	みどり市	5,500	R5から段階的改定
10	藤岡市	5,690	H4
参考	前橋市	5,698	R7予定
11	伊勢崎市	5,904	R6
12	富岡市	7,095	H13

口 径：20mm			
順位	市	金額	改定年度
1	渋川市	4,950	H26
2	高崎市	5,013	H18
3	沼田市	5,120	H9
4	安中市	5,720	H6
5	前橋市	5,764	R4
現在	伊勢崎市	5,830	R2
参考	前橋市	5,995	R7予定
6	伊勢崎市	6,413	R6
7	太田市	6,996	R5から段階的改定
7	館林市	6,996	R5から段階的改定
7	みどり市	6,996	R5から段階的改定
10	桐生市	7,150	H9
11	藤岡市	7,410	H4
12	富岡市	7,931	H13

※太田市、館林市、みどり市は東部水道企業団が給水

# 03-8 【参考】 県内12市との料金比較②（10%料金増の場合）

条件：使用水量は口径別の平均使用水量で設定・2カ月あたり・税込10%

口 径：13mm 使用水量：30m <sup>3</sup>			
順位	市	金額	改定年度
1	高崎市	3,374	H18
2	安中市	3,520	H6
3	沼田市	3,710	H9
4	渋川市	3,740	H26
5	桐生市	3,905	H9
6	藤岡市	4,000	H4
7	前橋市	4,048	R4
現在	伊勢崎市	4,158	R2
8	富岡市	4,180	H13
参考	前橋市	4,213	R7予定
9	太田市	4,400	R5から段階的改定
9	館林市	4,400	R5から段階的改定
9	みどり市	4,400	R5から段階的改定
12	伊勢崎市	4,573	R6

口 径：20mm 使用水量：42m <sup>3</sup>			
順位	市	金額	改定年度
1	渋川市	5,258	H26
2	高崎市	5,339	H18
3	沼田市	5,390	H9
4	安中市	5,980	H6
5	前橋市	6,050	R4
現在	伊勢崎市	6,105	R2
参考	前橋市	6,292	R7予定
6	伊勢崎市	6,715	R6
7	太田市	7,304	R5から段階的改定
7	館林市	7,304	R5から段階的改定
7	みどり市	7,304	R5から段階的改定
10	桐生市	7,429	H9
11	藤岡市	7,800	H4
12	富岡市	8,200	H13

# 03-9 口径別年間実績

令和4年度の口径別実績

口径	調定件数		使用水量		調定金額	
	件数	割合	水量	割合	金額(税込)	割合
13mm	326,909件	55.16%	9,390,342m <sup>3</sup>	38.13%	1,421,134,044円	35.86%
20mm	249,022件	42.02%	10,269,990m <sup>3</sup>	41.70%	1,569,317,918円	39.60%
25mm	10,474件	1.77%	1,034,842m <sup>3</sup>	4.20%	180,009,103円	4.54%
30mm	1,194件	0.20%	251,022m <sup>3</sup>	1.02%	47,290,732円	1.19%
40mm	2,886件	0.49%	1,087,561m <sup>3</sup>	4.42%	224,390,614円	5.66%
50mm	1,511件	0.25%	1,131,808m <sup>3</sup>	4.60%	236,650,423円	5.97%
75mm	568件	0.09%	1,115,536m <sup>3</sup>	4.53%	217,634,592円	5.49%
100mm	110件	0.02%	304,054m <sup>3</sup>	1.23%	58,972,684円	1.49%
150mm	6件	0.00%	41,043m <sup>3</sup>	0.17%	7,711,258円	0.20%
<b>合計</b>	<b>592,680件</b>	<b>100%</b>	<b>24,626,198m<sup>3</sup></b>	<b>100%</b>	<b>3,963,111,368円</b>	<b>100%</b>



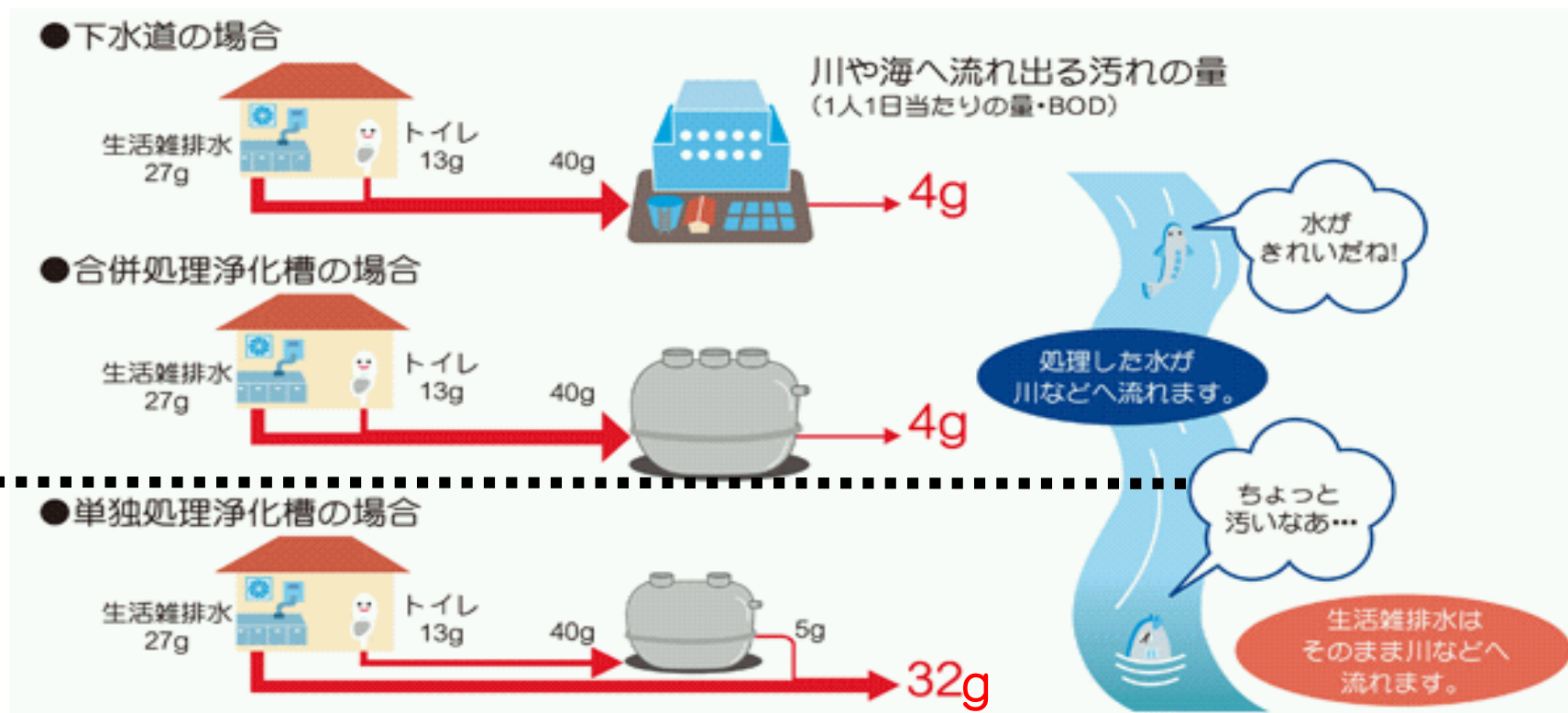
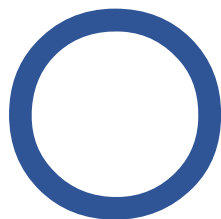
# 04 伊勢崎市下水道事業の概要

# 04-1 下水道とは

下水道は、主に市街地の汚水（おすい） および雨水（うすい） を暗渠などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、多くは浄化などの水処理を行います。

下水道に接続しない場合は個別に合併処理浄化槽を設置して汚水を処理します。

適正処理

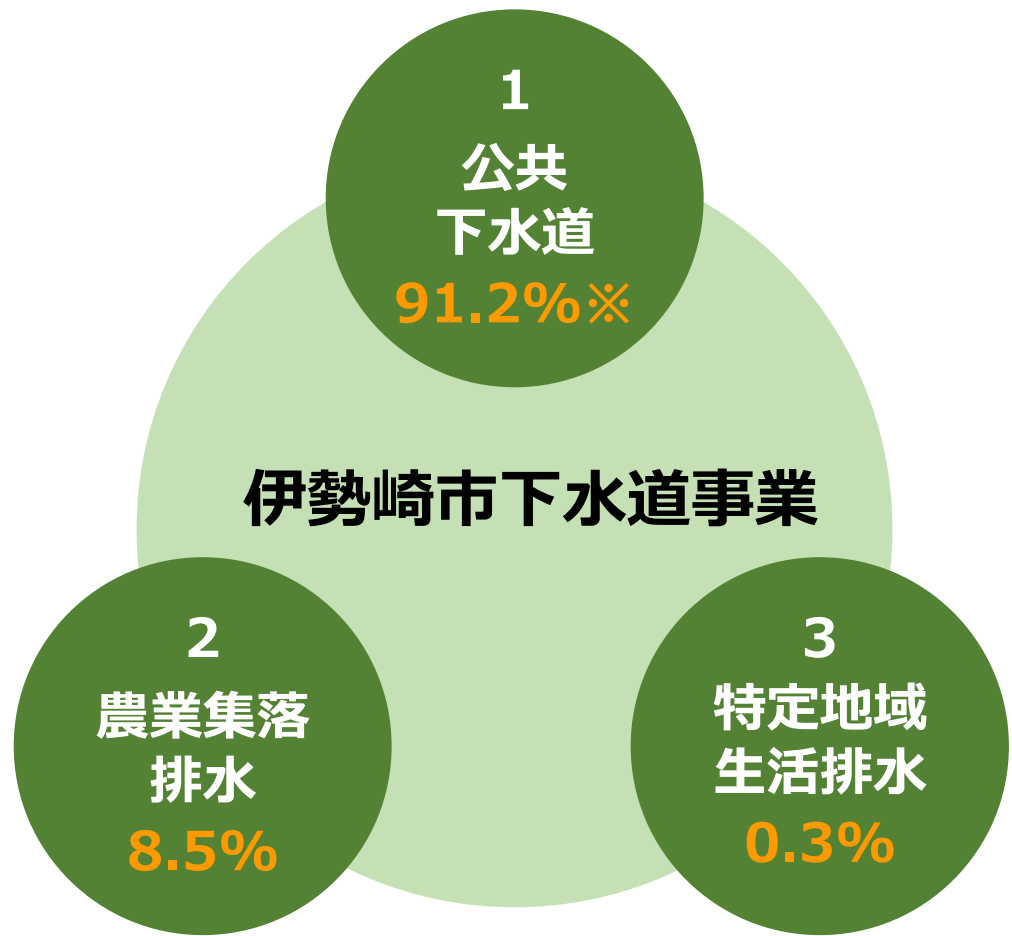


処理不足



# 04-2 伊勢崎市下水道事業の概要

伊勢崎市の下水道事業は3つの事業で構成されています。  
令和2年度から地方公営企業となり、独立採算制の原理の下、財政の健全化が求められています。



※年間処理水量の割合

## 1

### 公共下水道事業

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。市が事業主体となって終末処理場を管理する単独公共下水道と、都道府県が管理する終末処理場に下水を流す流域関連公共下水道があります。

## 2

### 農業集落排水事業

農業集落からのし尿、生活雑排水を処理する施設を整備する事業で、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、又は農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としています。これにより、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資するものです。

## 3

### 特定地域生活排水処理事業

市町村が主体となって戸別の住宅にある単独処理浄化槽及び汲取り便槽を浄化槽に転換設置する事業であり、浄化槽設置時に分担金を納入していただき市で設置工事を行います。また、設置後の使用に伴う法定検査・保守点検などの維持管理についても使用料を負担していただき市で実施しています。

## 04-3 伊勢崎市下水道事業の概要

項目	公共下水道	農業集落排水	特定地域生活排水処理
供用開始	昭和52年10月	昭和58年9月	平成22年11月
処理区域面積	1,828.18ha	504.68ha	221.00ha
処理区域内人口	76,422人	10,879人	299人
汚水処理施設数	2施設	8施設	130基
年間処理水量	8,824,001m <sup>3</sup>	821,699m <sup>3</sup>	29,742m <sup>3</sup>
年間有収水量	7,160,549m <sup>3</sup>	766,496m <sup>3</sup>	29,742m <sup>3</sup>

(令和3年度実績)

## 04-4 地方公営企業の原則（下水道事業）

伊勢崎市下水道事業は令和2年度から地方公営企業です

### 独立採算制の原則

（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業は、一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

### 雨水公費・汚水私費の原則

雨水の処理に要する経費 ▶ 一般会計（公費）

雨水は汚水と異なって自然現象によるものであり、雨水の処理により市街地の浸水防止等の保全が果たされ、その受益が広く一般市民に及ぶことから、公費で負担する。

汚水の処理に要する経費 ▶ 使用料（私費）

下水の利用者は、生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることから、汚水の処理は、私費（使用料）で負担する。

# 04-5 伊勢崎市下水道使用料制度の概要



## 特徴

- ①水道料金と同様の用途区別
- ②二部料金制（基本料金+水量料金）
- ③口径の区分がない
- ④水道の使用水量 = 下水道の使用水量

下水道使用料体系

(1カ月あたり・税抜)

用途	基本使用料 (円/月)	水量使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )					
		1~ 10m <sup>3</sup>	11~ 25m <sup>3</sup>	26~ 50m <sup>3</sup>	51~ 200m <sup>3</sup>	201~ 250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> 以上
一般用	450	53	93	106	109		113
臨時用		260					
公衆浴場用		30			50		

## 04-6 【参考】 県内12市の使用料比較

水道料金と併せて請求のため、2カ月ごとの請求となります。

条件：排除汚水量40m<sup>3</sup>・2カ月あたり・税込10%

順位	市	金額	改定年度
1	渋川市	4,026	H16
2	藤岡市	4,180	S62
3	伊勢崎市	4,202	H10
4	前橋市	4,312	H14
5	高崎市	4,347	H16
6	太田市	4,444	H22(R6改定予定)
7	富岡市	4,565	H5
8	みどり市	4,620	改定なし
9	安中市	4,840	H7
10	桐生市	5,500	R2
11	沼田市	5,560	H20
12	館林市	5,940	H12





# **05 伊勢崎市下水道事業経営戦略と 下水道使用料改定率の想定**

# 05-1 下水道事業経営戦略の概要

平成31年3月に策定。

その後、令和4年度に検討委員会を計6回開催し、令和5年3月に改定。

## 目 的

中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、事業の効率化や経営の健全化により経営基盤の強化を図り、安定的に事業継続することを目的に策定。

## 期 間

令和5年度から令和14年度まで

## 内 容

- ① 投資・財政計画
- ② 経営指標による目標の設定
- ③ 使用料改定の必要性を明記

## 05-2 投資・財政計画

適切な生活排水処理を推進を目的とした  
下水道事業の安定的事業運用のための投資と財政の見通しを試算した計画

1

**管渠整備や既存設備の更新などの投資にかかる費用の増加**

投資費用（10年分） **約157億円**

2

**一般会計からの基準外繰入金<sup>※</sup>への大きな依存の改善**

令和14年度までに公共下水道事業で**約90%減少**が目標

3

**電気料金の価格高騰**

動力費を現行の**1.87倍**で推計

※公営企業会計がその事業運営のために、一般会計（主な財源は市税収入）から繰り入れる経費のうち、国の基準に基づき公費で賄うことが認められている範囲から外れた財源不足を補填するための繰入金をいう。基準外繰入金は下水道を利用しない市民の税金が投入されることから負担の公平性に反するため、解消していく必要がある。

# 05-3 使用料改定の必要性

## 現状

- ▶ 汚水処理原価を大きく下回る使用料単価

事業	使用料単価	汚水処理原価
公共下水道事業	103円/m <sup>3</sup>	150円/m <sup>3</sup>
農業集落排水事業	100円/m <sup>3</sup>	165円/m <sup>3</sup>
特定地域生活排水処理事業	99円/m <sup>3</sup>	174円/m <sup>3</sup>

- ▶ 一般会計の基準外繰入金への大きな依存

使用料単価 = 汚水処理原価を達成するため、

まずは国の求める適正水準である **150円/m<sup>3</sup>** を目指す

「公営企業の経営に当たっての留意事項」平成26年8月29日付け総務省通知

下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水栓化率及び**使用料徴収月3,000円/20m<sup>3</sup>**を前提として行われていることに留意すること。

## 05-4 使用料改定の必要性

### 国から収支構造適正化に向けた通達

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」  
(令和2年7月21日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課)

【社会資本整備総合交付金の重点配分対象外の条件】

令和7年度以降、供用開始30年以上経過しているにも関わらず、  
以下の全ての条件を満たす場合

条件

- ① 使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満 ▶ 未達成
- ② 経費回収率が80%未満 ▶ 未達成
- ③ 15年以上使用料改定を行っていない ▶ 未達成

現状は交付金重点配分の対象外

# 05-4 使用料改定の必要性

## ▼ 条件別の状況 ▼

1

### 汚水処理原価を大きく下回る使用料単価

事業	使用料単価	汚水処理原価
公共下水道事業	103円/m <sup>3</sup>	150円/m <sup>3</sup>
農業集落排水事業	100円/m <sup>3</sup>	165円/m <sup>3</sup>
特定地域生活排水処理事業	99円/m <sup>3</sup>	174円/m <sup>3</sup>

2

### 80%未満の経費回収率

事業	経費回収率
公共下水道事業	68.69%
農業集落排水事業	60.79%
特定地域生活排水処理事業	56.95%

3

### 平成10年度以降使用料改定をしていない

県内12市で3番目に安い使用料（条件：排除汚水量40m<sup>3</sup>・2カ月あたり）

## 05-5 使用料算定期間の設定

使用料算定期間は、使用料算定の基礎となる原価を集計する期間です。  
令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の4年間に設定。  
使用料算定期間における原価＝使用料収入になるように料金を設定。

### 設定 考え方

#### 使用料の期間的安定性と使用料負担の期間的公平性のバランスを考慮

- ▶ 短期間での設定 (1～2年) → 水道料金は使用者の生活に密着しているため、短期間での変動は適当ではありません
- ▶ 長期間での設定 (10年程度) → 需要の動向等の不確定な要素を多く含み、期間的負担の公平性を無視してしまう

#### 4年間を適正期間と判断

これまで4年に1度のタイミングで料金改定の実施について検討

※ 「下水道使用料算定の基本的な考え方」 (公社) 日本下水道協会では3～5年を推奨

## 05-6 下水道使用料改定率の想定

投資計画の事業を遂行しながら使用料水準を適正化していくために、  
使用料算定期間における最低限の改定率として **15%** を想定する。

「伊勢崎市下水道事業経営戦略」で示した想定改定率

改定時期	使用料算定期間	想定改定率
令和6年度 (2024年度)	令和6(2024)年度～ 令和9(2027)年度	15%増加
令和10年度 (2028年度)	令和10(2028)年度～ 令和13(2031)年度	15%増加
令和14年度 (2032年度)	令和14(2032)年度～ 令和17(2035)年度	15%増加

※都度経営状況、経済情勢等を鑑みて、料金改定の実施の有無や改定率などを審議会に諮問し、調査審議を経て決定していきます。



# 05-7 【参考】県内12市の使用料比較（15%使用料増の場合）

条件：排除汚水量40m<sup>3</sup>・2カ月あたり・税込10%

順位	市	金額	改定年度	
			年度	直近15年以内の改定
1	渋川市	4,026	H16	×
2	藤岡市	4,180	S62	×
現在	伊勢崎市	4,202	H10	×
3	前橋市	4,312	H14	×
4	高崎市	4,347	H16	×
5	太田市	4,444	H22	×
6	富岡市	4,565	H5	×
7	みどり市	4,620	H18	×
8	伊勢崎市	4,832	R6	○
9	安中市	4,840	H7	×
参考	太田市	5,060	R6予定	○
10	桐生市	5,500	R2	○
11	沼田市	5,560	H20	×
12	館林市	5,940	H12	×

# 次回の審議会

## 日時

令和5年6月9日（金） 午後2時から

## 場所

上下水道局（伊勢崎市連取町1952番地）

## 議題

- 01** 水道料金に関する原則
- 02** 水道料金改定のポイント
- 03** 水道料金改定案について
- 04** 下水道使用料に関する原則
- 05** 下水道使用料改定のポイント
- 06** 下水道使用料改定案について